

防府市電話・FAX配信システム運用要綱

平成29年11月1日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、障害を理由に同報系防災行政無線の放送が聞こえづらい方や、高齢者等に対する情報伝達媒体である電話・FAX配信システム（以下「システム」という。）の運用について、必要な事項を定めるものとする。

(管理者)

第2条 システムの維持、運用等の管理者（以下「管理者」という。）は、防災危機管理課長とする。

(対象者)

第3条 情報の提供を受けようとする者（以下「希望者」という。）の要件は、本市に居住する者で、次の各号に掲げる要件のいずれかに該当する者とする。

- (1) 身体障害者手帳（聴覚・視覚）の交付を受けている者
- (2) 75歳以上の者

(情報の内容)

第4条 市は次の各号に掲げる情報を提供する。

- (1) 避難情報（避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）の発令）
- (2) 避難所の開設情報
- (3) その他の防災情報
- (4) 警察からの依頼による重要凶悪事件における緊急情報
- (5) その他、管理者が認めた情報

(情報の提供)

第5条 市による情報の提供は、希望者の保有する次の各号のいずれかの機器に発信信して行う。なお、機器は原則、希望者1名につき1機器とする。

- (1) 固定電話
- (2) 携帯電話
- (3) FAX

(利用登録)

第6条 希望者は、防府市電話・FAX配信サービス登録申込書（第1号様式）

により管理者に提出するものとする。

2 登録後に登録事項の変更が生じたときは、防府市電話・FAX配信サービス登録申込書（第1号様式）を再提出しなければならない。

（登録の抹消）

第7条 管理者は、登録者が次に掲げる各号のいずれかに該当するときは登録を抹消する。

（1）登録者が死亡したとき

（2）登録者が市外へ転出したとき

（3）登録者から抹消の申し出があったとき

（登録数）

第8号 管理者は、必要に応じて登録数の上限を設定することができる。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成29年11月1日から施行する。